

平成24年度鹿児島大学法科大学院

B日程法学既修者認定試験 試験問題（民法）

平成23年12月10日（土曜日）
15時30分～17時20分（110分）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて5ページある。
3. 試験用紙は6枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号欄に受験番号、試験科目欄に試験科目（民法）を記入すること。
5. 試験用紙のNo. 欄に、ページ番号を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず6枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

問題 1 (配点80点)

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

家具販売業を営むXは、自社の創業10周年を記念し、平成23年12月10日から3日間、ヨーロッパ家具の展示販売会(以下、販売会という)を開催することとした。

そこで、Xは、平成23年11月15日、小売業者Yとの間で、販売会用に、Yが所有するフランス製の中古家具10個を500万円で買い受ける旨の売買契約(以下、本件売買契約という)を締結した。その際、Xは、売買代金500万円を一括してYに支払ったが、Yの引渡債務の履行期は、同年11月30日と定められた。

また、Xは、同年11月16日、別の小売業者Zとの間で、本件売買契約から発生したYの引渡債務について、これを主たる債務とする保証契約を締結した。

その後、Yの責めに帰すべき事由で、本件売買契約の目的物であるフランス製の中古家具10個が滅失したため、Yは、同年11月30日の履行期にこれをXに引き渡すことができなかった。

そこで、Xは、Yから購入する予定であった販売会用の家具の欠損は、自社の在庫商品で代替することにし、同年12月5日、Yとの本件売買契約を解除したうえ、保証人であるZに対し、既にYに支払った売買代金500万円の返還を請求した。

設問

XのZに対する上記請求の可否について、論じなさい。なお、Xの解除は有効であることを前提とするとともに、Zの催告の抗弁、検索の抗弁については考慮に入れる必要はない。

問題 2 (配点80点)

Xは、車の運転中の事故により、Yに障害を負わせた。次の各事情は、損害賠償額の算定に際し、斟酌されるべきかどうか検討しなさい。なお、何れの場合もXの不法行為責任は成立するものとする。

(1) Y (7歳)は、安全確認をすることなく、大型貨物自動車の通過後を駆け足で道路を斜めに横断しようとしたため、後続のX運転の車と衝突した。

(2) Y (3歳)は、母親に付き添われて歩道を歩いていたが、母親が知人と出会い立ち話をしている隙に、道路に飛び出して、X運転の車と衝突した。

(3) Y (85歳)は、側道を自転車で走行中にX運転の車と接触し、バランスを崩して転倒し、大けがを負った。Yは、事故当時、加齢により身体的機能が著しく低下しており、X運転の車との接触で転倒し大けがを負ったのは、この加齢による身体的機能の低下が原因となっていた。

問題 3 (配点40点)

次の文章を読んで、以下の設問に答えなさい。

Aは、子Xの母親である。夫B死亡後、Xの大学入学金に充てるという名目で、X名義でYから200万円を借り受けたが、その実、借入れの真の目的は、B死亡後に生活資金を得るために始めた食堂の営業資金調達のためであった。借入れの際、AはX名義の不動産（XがB方の祖父Cを代襲相続したものである。本件不動産と称する。）に抵当権を設定した。

設問 1

Xは、本件不動産の抹消登記手続を請求できるか。

設問 2

借入金の使用目的が上記のように食堂の営業資金ではなく、AがB死亡後に覚えたホストクラブ遊びから生じた借金の穴埋めであり、Yはその事実を知っていた。Xは、本件不動産の抹消登記手続を請求できるか。

以上